

保険
薬局

開局時間のご案内

月・火・水・金 9:00-19:00

木 9:00-17:00

土 9:00-17:30

日・祝日 休み

●夜間・休日等加算の対象時間

平日19:00～閉店まで 土曜日13:00～閉店まで

※営業時間外の時間外調剤料について

時間外加算 閉店後-22:00 6:00-8:00 深夜加算 22:00-6:00

休日加算 日曜日・祝日・年末年始(12月31日-翌年1月3日)



緊急連絡先(転送電話) 078-987-2518

調剤基本料と薬剤服用歴の活用について

にこにこ薬局の調剤基本料は以下の通りです。また、患者様が薬を安心して安全にご使用いただけるよう、薬の使用履歴(薬剤服用歴)を活用しています。この履歴に基づき、薬の服用方法や市販薬との相互作用について説明し、その内容を記録しています。

※患者様の個人情報は、当薬局の個人情報の保護方針に基づき厳重に管理いたします。もし疑問やご質問がありましたら、遠慮なく当薬局のスタッフにご相談ください。

調剤基本料	47点
地域支援・医薬品供給対応体制加算	59点
電子的調剤情報連携体制整備加算	8点
連携強化加算	5点



にこにこ薬局では、医療の透明化と患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行しております。

明細書の発行を希望されない場合は事前に申し出てください。

※平成30年より公費負担医療で自己負担が発生しない患者様についても明細書の発行が義務付けられております。

処方箋受付数は月1,800回以下、グループ内の薬局数は300店舗未満、グループ全体の合計受付数は月4万回未満です。医薬品取引価格の妥結率は5割以上で、地方厚生局に報告済みです。特定医療機関からの賃貸関係はありません。

後発医薬品の調剤率は90%以上です。非常時対応のための連携体制を整えています。

地域に貢献する薬局になるためにしていること



開局時間

平日: 8時間以上
土日: 一定時間
週: 45時間以上



かかりつけ薬剤師

かかりつけ薬剤師指導料の届出を
しています。
管理薬剤師の実務経験が要件を
満たしています。



対応

24時間調剤及び在宅業務
に対応。地方公共団体等に
周知を行っています。



健康相談

健康相談を行っています。
緊急避妊薬の対応、一般用医薬品
の販売、医療機関への受診を勧奨
しています。



医薬品備蓄

1200品目以上の
医薬品を備蓄してい
ます。在庫状況の共
有・融通を行ってい
ます。



情報収集

インターネットを通じた情報収集
と周知(PMDAメディナビなど)
を行っています。



在宅医療

在宅業務体制の整備と実績
(年間24回以上)について、
医療材料および衛生材料を
供給可能な体制が整って
おり、医療機関や訪問看護ステ
ーションとの連携が可能。



後発医薬品

処方せん集中率が85%を超える
薬局では、後発医薬品の調剤割合
が70%以上あります。



プライバシー

プライバシーに配
慮した構造です。



研修

調剤従事者の資質向上を図るた
め、定期的な研修・学会などで研
究発表を行っています。



麻薬

麻薬小売業者の免許を受
けています。



副作用報告

健康被害などを防止した事例の
収集と副作用報告に係る手順書
と報告する体制を整備。

当薬局では適正な医療費で持続可能な医療制度の維持や未来のために、ジェネリック医薬品及びバイオ後続品の調剤を積極的に行っています。

ジェネリック医薬品
及び
バイオ後続品

に変更を希望される方は
薬剤師にご相談ください！



当薬局では、ジェネリック医薬品(後発医薬品)及びバイオ後続品(バイオシミラー)を積極的に調剤し、後発医薬品調剤体制加算を算定しています。

医療DXを積極的に推進しています

当薬局では患者さんに質の高い医療を提供するために、医療DXを積極的に推進しています。具体的には、以下の取り組みを行っています。

1. オンライン資格確認等システムの活用

オンライン資格確認等システムを通じて、患者さんの診療情報や薬剤情報等を取得し、調剤や服薬指導に活用しています。

2. マイナンバーカードの健康保険証(マイナ保険証)利用の促進

マイナンバーカードの健康保険証(マイナ保険証)利用を促進することで、患者さんの負担軽減と医療情報の効率的な共有を目指しています。

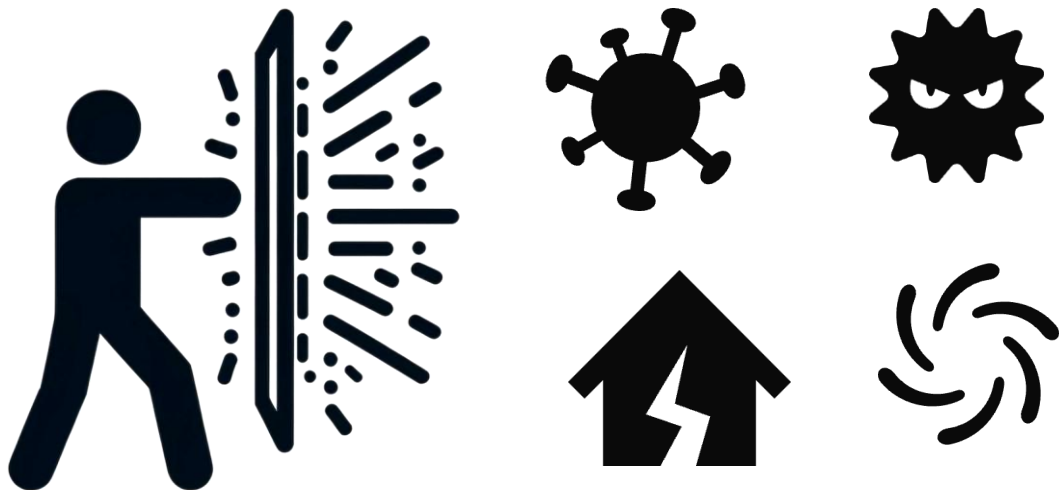
3. 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスの活用

電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用することで、医療機関との連携を強化し、よりスムーズな医療提供を実現しています。

オンライン資格確認の個人情報の利用目的は、「審査支払機関又は保険者への照会」のみであり、本人の同意なく他の目的に利用することはできません。



感染・災害発生時に対応できる体制を備えています



当薬局は、皆様の健康を守るため、災害や新しい感染症が発生した際にも迅速に対応できる体制を備えています。

他の薬局や病院、行政機関と連携し、
災害や緊急時でも安心して薬を受け取れる
仕組みを維持します。



取り扱う一般用医薬品や副作用救済制度の案内です

要指導 医薬品

医療用から市販用が変わった、特に注意が必要な医薬品です。

薬剤師が使用方法や注意点を書面で説明し、対面販売を行います。

直接触れることができない場所に陳列されています。

第1類 医薬品

使用上特に注意が必要な薬です。

これらの薬を購入する際には、**薬剤師**が書面を用いて重要な情報を提供し、販売を行います。

直接触れることができない場所に陳列されています。

第2類 医薬品

第2類医薬品は使用上の注意が必要な薬です。**指定第2類医薬品**は第2類医薬品の中でも特に注意が必要な薬です。使用前には「してはいけないこと」を必ず確認してください。

これらの薬は**薬剤師**または**登録販売者**が重要な情報を提供し、販売を行います。商品は直接手に取って確認することができます。

第3類 医薬品

要指導医薬品や第1類、第2類医薬品以外で比較的安全性が高いと認められている一般用医薬品です。

薬剤師または**登録販売者**が必要な情報提供を行い、販売いたします。これらの商品は、直接手に取って確認することができます。

健康被害救済制度

医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方の救済制度です。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

TEL 0120-149-931

医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

相談窓口

神戸市保健所
078-322-6796

受付時間／9：30～16：30（平日）
（12：00～13：00 除く）

訪問薬剤管理指導に関するご案内

在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後にご自宅を訪問し、薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただきます。短期のご利用も可能です。ご希望される場合は、お気軽にお申し出ください。医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。



介護保険の方

居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導



同一建物居住者以外

518単位/回



同一建物居住者

379単位/回 (2-9人)

342単位/回 (10人以上)

1単位=10円

10単位=10円 (1割負担) 30円 (3割負担)

自己負担率により金額が変わります

医療保険の方

在宅患者訪問薬剤管理指導



同一建物居住者以外

650点/回



同一建物居住者

320点/回 (2-9人)

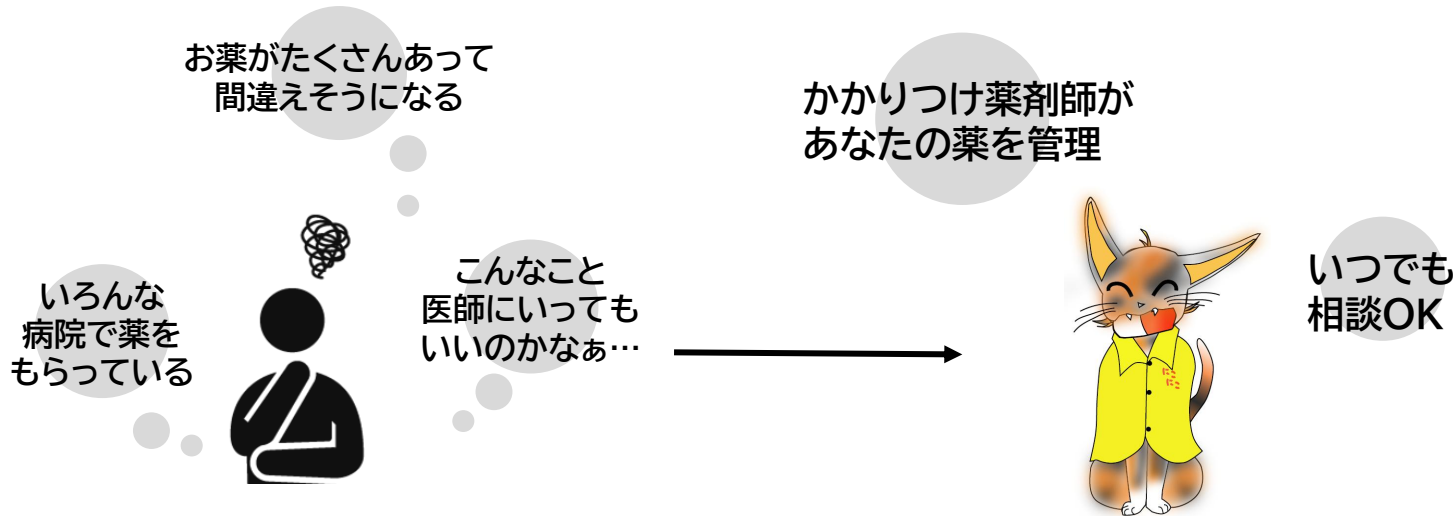
290点/回 (10人以上)

1点=10円

10点=10円 (1割負担) 30円 (3割負担)

自己負担率により金額が変わります

お薬のことで困ったら**かかりつけ薬剤師**におまかせください



保険薬剤師として3年以上の薬局勤務経験があり、にこにこ薬局には週31時間以上勤務しています(育児や介護などで労働時間が短縮される場合は週24時間、4日以上)。薬剤師認定制度認証機構によって認証された研修認定制度などの研修認定を取得しており、医療に関連する地域活動にも積極的に参加しています。

調剤だけでなくおくすり相談や 健康チェックも行っています

おくすり相談



健康チェック



日頃よりご利用いただいている皆さま、ご近所の皆さま、お薬相談や健康チェックを行います。お気軽にお越しください。

また、全国どこの保険医療機関からの処方せんも対応しています。

取扱い公費負担医療

- 戦傷病者特別援護法→生活保護法による医療扶助・更生医療
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律→認定疾病医療・一般疾病医療費
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律→結核患者の適正医療
- 障害者自立支援法→精神通院医療・更生医療・育成医療
- 児童福祉法→療育の給付・障害児施設医療・小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療・児童福祉法の措置等に係る医療
- 母子保健法による養育医療
- 特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費
- 小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付
- 石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給
- 生活保護法による医療扶助



保険対象外の費用についてのお知らせ

当薬局では療養給付(健康保険から給付される医療費)と直接関係のない以下の項目においては、実費で負担をお願いしています。ご了承ください。

薬剤の容器代



水剤容器 500mL以外:55円
500mL:135円

軟膏容器 55円(税込)

患者希望による 服薬カレンダー



1日4回1週間用
1,100円(税込)

長期収載品の選定療養



2024年10月1日より、一定の条件を満たす長期収載品(特許期間を終了した医薬品)を選択した場合、従来の自己負担に加え、「選定療養費」を負担する必要があります。詳しくはスタッフまでお尋ねください。